

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

〇

福島県報

目次

告示

○福島県議会臨時会を招集する件

告示

福島県告示第七百一十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百一条第一項の規定により、福島県議会臨時会を平成二十一年十一月二十四日福島市に招集する。

付議すべき事件は、次のとおりである。

平成二十一年十一月十六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 二 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 三 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 四 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 五 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例
- 六 一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例
- 七 福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
- 八 福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
- 九 福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 十 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 十一 専決処分の報告及びその承認について

(総務課)